

PACガーディアンズ通信



第20号 平成27年6月1日 発行 PACガーディアンズ

西村弁護士の PACガーディアンズ訪問記

2015年4月24日9時～11時40分まで、日弁連第58回人権擁護大会の分科会の準備・国内調査という名目で、名川さん、野口さん、松本さんから、お話しを伺うことができました。最初に素晴らしい機会を提供して頂いたことに感謝致します。

私は西村武彦といい札幌で弁護士をしています。長沼陽風園のオンブズマン、北海道障害者人権センター事務局長、NPO法人ふくろう（準備会）の活動や、弁護士という活動を通じて、主に知的・発達・精神の障害のある仲間の支援活動をしています。障害のある仲間の保佐・後見・補助業務は30件、そのような障害のある刑事事件・少年事件を毎年7件程度関わっています。

そういう私からみて、PACさんの活動で最も元気を貰ったのは、コミュニティフレンドという活動内容でした。障害のある仲間が地域で生きるためには、SOSを出せたり、相談ができる場所・人間がたくさん必要なんだ、と札幌で考えていたのですが、PACさんの活動はその私の思っていたことを実践している、という意味で素晴らしいものでした。野口さん、松本さんという伴走してくれる仲間の存在は、地域で生きることを希望する障害のある仲間には頼もしい存在だとも実感しました。ただ、お話しを聞く限り、松本さん、野口さんから学ぶ若い世代の支援者の要請が必須の課題かなとも思いました。

先日PACを視察された札幌でご活躍の弁護士西村武彦氏よりご感想いただきました

PACさんが今現在関わっている50人の障害のある仲間の生活も、札幌との違いが見えました。とくに、補助という制度を7人の障害のある仲間が使って、地域生活を送っていることは、障害のある仲間の支援に補助制度が有効な道具になるのだという意味で素敵なことだと思いました。私も現在2人の補助人ですが、補助は最も制約の少ない制度なので、PACさんのこの実践が全国に発信されることを期待しています。

相談業務が年間1200件というのは、船橋市とその近隣に住む障害のある仲間にとっては、得がたい「相談ステーション」だということなのでしょう。相談業務の内容を聞く時間はなかったのですが、障害当事者自らが相談をできるような仕組みを更に開発して欲しいと思います。また、土曜日は事務所を解放して仲間が集う場所になっているという話を聞いて、頭の下がる活動だと思いました。健常者が土日リフレッシュする場所があるように、障害のある仲間にもリフレッシュする機会・場所は必要だからです。頑張りましょう。



成年後見支援センター ある日の後見人

「お腹、痛くありません」辛そうな表情で答えるAさん。Aさんは50年以上精神科の病院で過ごしている。そんなAさんが体調不良で転院、診断は盲腸。盲腸なんて手術で治すのが通常であろうが、Aさんの場合はそうもいかない。手術しないと腹膜炎を起こし、死に至ることがあると医師より説明を受けるが、Aさんには理解が難しい。「早く治しておうち（病院）に帰りましょう」と話しても手術に同意してくれない。代わりに手術同意書にサインしてくれる家族や親族がない。病院側に後見人の同意を求められるが、後見人には医療同意の権利がない。「後見人なのになぜできないのですか。他の後見人はしてますよ。」医療同意の問題を抱えたままAさんは病院をたらい回しされ、1ヶ月近くが経過。もしAさんが亡くなるのであれば私が手術同意していれば助かったのにと後悔するかもしれない。Aさんの盲腸、結果的には内科的処置で回復し、手術が必要ない状況となった。外科の医師いわく、「粘り勝ちですね。」今回は結果オーライとなったが、家族のいない方の医療同意は頭の痛い問題である。

コミュニティ フレンド ニュース

今年度のコミュニティフレンドの活動は、随時マッチングしてペアを増やして行きます。

「ともだちカフェ」は第2土曜日の1回に加えて、もう1日開けてみることにしました。(その月によって決めているので、参加ご希望の方はお尋ね下さい。7月は11日と18日です。)

参加している方は、傾聴ボランティアさんと絵本を紹介してくれる絵本おじさんを含めて15人くらいです。普段の「ともだちカフェ」はあえて何もしません。同じ時間を共有して楽しいと思えばいいと考えています。安心出来る場所があれば、少しずつ自分を出せるようになってきていると思います。

また時々はお出かけカフェとして外に出ることも計画しています。

二人だけの活動がいい人もあり、みんなで集まってみる「ともだちカフェ」がいい人もいます。その人らしい参加のかたちで楽しめるコミュニティフレンド活動にしていきたいと思っています。

コミュニティフレンドコーディネーター 松本智子

お問い合わせ090-4429-6542

活動の様子。

↓2月に行ったサルサガムテープ コラボライブの様子。大変盛り上がりました!!



↑

ディズニーランドに行く予定がまさかの入場制限! 急遽ディズニーシーへ。でも楽しみました。



PACガーディアンズからのお知らせ

5月16日の通常総会で新体制が発足することになりました。

理事長 名川 勝 (留任)
副理事長 小川裕二 (新任)
事務局長 田川正浩 (留任)
成年後見支援センター・センター長 野口友子 (新任)

PAC ガーディアンズ
理事長 名川 勝

船橋市障害者成年後見支援センター
センター長 野口 友子

成年後見制度、ご本人の権利の擁護に関するご相談をお受けします。

E-mail info@pacg.jp
ホームページ <http://pacg.jp>

☎ 047-407-4441
☎ 047-407-4860



「権利擁護の分野における弁護士の使い方」

勉強会報告

5月16日、PACガーディアンズの通常総会の後、法テラス・千葉法律事務所の南川学弁護士をお招きして題記のテーマで勉強会を開催しました。皆さんは、「弁護士」に対してどういうイメージをお持ちですか? プライドが高い、付き合いにくい、敷居が高いなどでしょうか。弁護士とは法律のスペシャリストで、弁護士法第1条には、「基本的人権を擁護し、社会正義の実現を使命とする」と書いてあるそうです。したがって、弁護士としては、①「意思決定支援」の視点を持って本人中心の支援をする、②障害ゆえの「生きにくさ」への理解を持って専門性のある支援をする、③抱え込まず・丸投げせず・ネットワークによる支援をすることが大事だとお話しされました。

千葉県弁護士会(043-227-8431)では、出張法律相談(有料)、電話法律相談(無料)を行っています。刑事事件では平成26年4月から障がい者専門弁護士派遣制度をスタートさせています。

また、「法テラス」は、2006年に国によって設立された組織で、情報提供業務や民事法律扶助(無料法律相談や弁護士費用の立替制度)などを行っています。法テラス・千葉の連絡先は、050-3383-5381です。

最後に南川弁護士は、「何かお困りのことかあったら、まずは、専門家である弁護士にご相談ください」の言葉で締めてくださいました。 事務局長 田川正浩

雑言集

「娘と私」 神恵美子 (理事)

風薫る5月、娘の施設へと信号の無い曲がりくねった裏道を通って、車を走らせた。女性棟に着き覗くと、個室の引き戸を開け娘は顔を出した。「お家へ帰るよ! 今日はお泊りなしだから園に帰ろうね!」私の声かけに、にっこりと顔職員さんとも約束。この分なら大丈夫と笑顔で車に乗り込んだ。矢継ぎ早に問いかけて来る「歯医者は何日? 妹に電話したいな! ティッシュを買いたい! お父さんはお家?」と、話せないのでもどうしても身振り手振りのジェスチャーになる。

思えば登校拒否は小学1年生から、ずっと繋がっている。最近は施設への帰園拒否になっている。勿論、親への甘えであり、我家が居心地良いに決まっている。とは言え、言葉で表現が出来ない娘は必死に拒否行動。頑なに体を痛める自傷行動になってしまう。決して無理強いやせず細心の注意を払っている…。

過去の登校・帰園拒否への拘りだと思われる。必ずや本人の意思で穏やかに帰園出来ると信じていたが、あまりの強硬な拒否行動に職員さんに来て頂いて…何とか自分の意思で車に乗り込み帰園出来た! 翌日の面会での笑顔にほっとする私。施設長が私達を見比べ、「そっくりだね」と。そんな親子の課題

「家で楽しく自傷せず笑顔の帰園」

「出来るよね!」

273-0005

船橋市本町6-3-16
レックスマンション602